平成２６年（フ）第２７７９号
大阪市大正区三軒家東５丁目10番９―504号
債務者　野瀬　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉田　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５９号
名古屋市港区九番町５丁目13番地の１　小島コーポ303号、従前の住所名古屋市港区土古町４丁目20番地　ホワイトハイツ明和６―Ｂ号
債務者　池田　辛一
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　好香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６０号
名古屋市港区九番町５丁目13番地の１　小島コーポ303号、従前の住所名古屋市港区土古町４丁目20番地　ホワイトハイツ明和６―Ｂ号
債務者　池田アキ子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　好香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８１号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目12番28―602号
債務者　川口　路彦
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島圭太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８２号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番23―305号
債務者　加藤　絢也
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長崎　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２号
茨城県牛久市さくら台３丁目47番地１　マイシティライフ102、前住所茨城県牛久市栄町４丁目165番地
債務者　奥　　晃
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風間　治人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
茨城県龍ケ崎市城ノ内４丁目16番地16
債務者　油川　大三
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
釧路市春採７丁目17番９号
債務者　杉森　一男
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１１８８号
北海道古平郡古平町大字丸山町16番地
債務者　本間　淳一
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　實重　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１８９号
北海道古平郡古平町大字丸山町16番地
債務者　本間　昌子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　實重　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９１４号
福岡県筑紫郡那珂川町松木４丁目１番７―806号　サンリヤン博多南
債務者　竹内　数子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９１５号
福岡市西区壱岐団地43番106号
債務者　針長　正一
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９１６号
福岡市西区壱岐団地43番106号
債務者　針長　孝子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９１７号
福岡市東区箱崎７丁目20番11―806号
債務者　山本　博美（旧姓鷲頭）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９２０号
福岡市博多区東光寺町２丁目８番21号
債務者　矢川　　航
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９２１号
福岡市博多区東光寺町２丁目８番21号
債務者　矢川奈津美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部